

秋田県水と緑の森づくり税関係 補助金交付要綱

秋田県農林水産部森林環境保全課

目 次

秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱・・・・・・・・・・	1
秋田県水と緑の森づくり税関係補助金の種類等（別表1）・・	4
重要な変更（別表2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
概算払することができる補助金の種類等（別表3）・・・・・	6
前金払することができる補助金の種類等（別表4）・・・・・	7
手続きの一部を省略できる補助金（別表5）・・・・・・・・・・	8
様式（第1号～第16号）	

秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱

制 定 平成 20 年 4 月 1 日水緑－ 2
最終改正 令和 6 年 4 月 1 日森保－ 1 1 3

(趣旨)

第 1 秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号。以下「財務規則」という。）第 9 章第 2 節の規定に基づき、これを実施するため、秋田県水と緑の森づくり税関係補助金交付要綱を次のように定める。

(補助事業及び補助金の額等)

第 2 秋田県水と緑の森づくり税関係補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）、補助金の率（額）、補助事業者、交付申請書等の提出期限及びその提出先は、別表 1 によるものとする。

(補助金交付申請書)

第 3 財務規則第 247 条に規定する補助金の交付申請は、補助金交付申請書（様式第 1 号）によるものとする。
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
(1) 事業計画書（様式第 2 号）
(2) 収支予算書（様式第 3 号）

(補助金交付の条件等)

第 4 財務規則第 249 条に規定する「交付の目的を達成するために必要な条件」とは、次の各号に掲げる事項とする。
(1) 補助金を他の目的に使用しないこと。
(2) 次に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
(ア) 補助事業に要する補助金の額を変更（別表 2 に掲げる重要な変更）するとき。
(イ) 補助事業の内容を変更（別表 2 に掲げる重要な変更）するとき。
(ウ) 補助事業を中止、又は廃止するとき。
(3) 補助事業が予定期間内に完成しないとき、又は事業の遂行が困難になったときはすみやかに知事に報告し、その指示を受けること。
(4) 補助事業等で取得した財産等について、事業計画と異なる形態での使用や貸し付け等の財産処分を行う場合は、知事に協議すること。
(5) 法令、その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。
2 前項（2）に規定する知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。
(1) 交付条件等変更承認申請書（様式第 4 号）
(2) 補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）
3 第 1 項(4)の規定により知事に協議するときは、その理由書（任意様式）によるものとする。

(交付決定通知)

第 5 財務規則第 250 条に規定する補助金の交付通知は、補助金交付決定通知書（様式第 6 号）によるものとする。

(変更の交付決定通知)

第 6 財務規則第 252 条に規定する変更交付決定通知は、補助金交付決定変更書（様式第 7 号）によるものとする。

(状況報告)

第7 財務規則253条に規定する補助事業等の遂行状況の報告は、補助事業実施状況報告書(様式第8号)によるものとする。

(実績報告)

第8 財務規則第255条に規定する実績報告書(様式第9号)は、補助事業の完了した日から起算して30日以内、又は、補助の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出するものとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業実績書(様式第2号)

(2) 収支精算書(様式第3号)

(補助金の額の確定)

第9 実績報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、財務規則第256条の規定により補助金の額を確定しなければならない。(様式第10号)

また、すでに行った交付決定の変更を要するときは、補助金確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

なお、気象条件等、補助事業者の意志に基づかない不測の事態により、補助事業の全部又は一部を中止した場合において、既に交付決定がされた補助金のうち、執行済みの経費については補助対象とすることができる。

(概算払及び前金払)

第10 財務規則第258条第3項に規定する概算払することができる補助金の種類、限度額及びその交付時期は別表3に定めるとおりとし、概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書(様式第12号)に請求書(様式第13号)を添えて提出するものとする。

2 財務規則第258条第4項に規定する前金払することができる補助金の種類、前金払の率及びその交付時期は別表4に定めるとおりとし、前金払を受けようとするときは、補助金前金払申請書(様式第12号)に請求書(様式第13号)を添えて提出するものとする。

(財産処分の制限)

第11 財務規則第261条に規定する、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は、建物、付属設備、建築物、取得価格50万円以上の機械及び器具とする。

ただし、制限年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とし、これを経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。

2 財務規則第261条の規定による知事への承認申請は、財産目的外利用承認申請書(様式第14号)によるものとし、申請にあたっては事前に協議するものとする。

3 第1項により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書(様式第15号)に理由書を添えて知事に提出するものとする。

4 知事は前項による承認をする場合は、補助事業者に対して、残存簿価、時価評価額又は財産処分により生じる収益(損失補償金を含む。)のいずれか高い金額に、補助率を乗じて得た額の納付を命ずることができる。

5 前項の規定は、補助事業者の責めに帰すことができない、やむを得ない事由による取り壊し又は廃棄の場合は、適用しない。

(増築等に伴う手続き)

第12 補助事業者は、補助事業で取得した財産を処分制限期間内に、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模もしくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を行う必要が生じたときは、あらかじめ、補助事業で取得した施設等の増改築(模様替え)届(様式第16号)により、知事に届け出るものとする。

(手続きの一部省略)

第13 財務規則第263条の規定により手続きの一部を省略できる補助金については、別表5に定めるとおりとする。

(その他)

第14 この要綱に定めのない事案が生じた場合、事前に知事と協議するものとする。

(附 則)

この要綱は平成20年4月1日から施行する。(水緑-2)

この要綱は平成20年5月1日から施行する。(水緑-148)

この要綱は平成21年4月1日から施行する。(水緑-1192)

この要綱は平成22年4月1日から施行する。(水森-4271)

この要綱は平成23年4月1日から施行する。(森-4051)

この要綱は平成24年7月2日から施行する。(森-1153)

この要綱は平成25年4月1日から施行する。(森-207)

この要綱は平成26年4月1日から施行する。(森-3607)

この要綱は平成28年4月1日から施行する。(森-3201)

この要綱は平成28年11月21日から施行する。(森-2238)

この要綱は平成29年4月1日から施行する。(森-3231)

この要綱は平成30年4月1日から施行する。(森-3170)

この要綱は平成30年5月1日から施行する。(森-387)

この要綱は平成30年6月1日から施行する。(森-645)

この要綱は平成31年4月1日から施行する。(森-3042)

この要綱は令和元年5月1日から施行する。(森-909)

この要綱は令和2年4月1日から施行する。(森-436)

この要綱は令和3年4月1日から施行する。(森-3345)

この要綱は令和5年4月1日から施行する。(森-3399)

この要綱は令和6年4月1日から施行する。(森保-113)

秋田県水と緑の森づくり税事業関係補助金の種類等

補助金の名称	補助金の交付目的	補助事業の種類	補助事業の分類	補助金の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績報告書及び請求書の提出期限	提出先
豊かな里山林整備事業費補助金	生育の思わしくないスギ人工林や里山林を広葉樹との混交林に誘導するほか、過去に損なわれた森林環境を野生動植物などが生息・生育できる生態系の健全性に配慮した広葉樹林の再生を図り、森林環境や公益的機能の向上を重視した森づくりに要する経費について補助金を交付する。	豊かな里山林整備事業	針広混交林化事業	補助対象経費の10/10以内	市町村、財産区、森林組合、林業事業体（秋田県森林整備関係業務入札参加資格者登録名簿に登録されている者のうち、森林施業業務の資格を有する者）、県	補助金内示の都度定める	事業完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日	所轄地域振興局長
			広葉樹林再生事業	〃	市町村、県	〃	〃	〃
安全・安心な森整備事業費補助金	クマ等の野生動物と人との不和が生じている森林を緩衝帯等の整備により野生動物の出没抑制を図るほか、主要道路や通学路沿い等の敷化・過密化している森林を敷払い等による森林環境の保全や景観の向上を図り、森林環境や公益性を重視した森づくりに要する経費について補助金を交付する。 松くい虫やカンナガキイムシ被害により枯死し、景観維持及び安全面から支障になる立木の伐倒処理及び伐倒材の破碎処理や伐採跡地への植栽を実施するほか、ナラ枯れ被害にいう可能性の高いナラを伐採し、森林の若返りを図り、森林環境や公益的機能の向上を重視した森づくりに要する経費について補助金を交付する。	安全・安心な森整備事業	緩衝帯等整備事業	補助対象経費の10/10以内	市町村、財産区、森林組合、林業事業体（秋田県森林整備関係業務入札参加資格者登録名簿に登録されている者のうち、森林施業業務の資格を有する者）、県	〃	〃	〃
			マツ林・ナラ林等景観向上事業	〃	市町村、県	〃	〃	〃
			ナラ枯れ未然防止事業	〃	市町村、森林組合、林業事業体（秋田県森林整備関係業務入札参加資格者登録名簿に登録されている者のうち、森林施業業務の資格を有する者）	〃	〃	〃
森や木とのふれあい空間整備事業費補助金	森林浴や健康づくり、野外レクリエーション、自然体験学習の場として多くの県民が気軽に森林とふれあえる場として利用できる身近な森林の公園化あるいは既存森林公園の再整備を実施し、森林環境や公益的機能の向上を重視した森づくりに要する経費について補助金を交付する。 また、公共施設等で、街中で親子が木とふれあえる木育空間の整備に要する経費について補助金を交付する。	森や木とのふれあい空間整備事業	ふれあいの森整備事業	補助対象経費の10/10以内	市町村、財産区、小中学校、地域住民団体（注）、森林所有者、県	〃	〃	〃
			木育空間整備事業	補助対象経費の10/10以内 ※1施設あたりの交付限度額300万円	市町村、県	〃	〃	〃
県民参加の森づくり事業費補助金	森づくりを県民全体で支えるという意識を醸成し、県民参加の森づくりを推進するため、森林の有する公益的機能についての普及啓発活動や県民参加の森づくり活動に要する経費について補助金を交付する。	県民参加の森づくり事業	森林ボランティア活動支援事業	補助対象経費の10/10以内 ※1件あたりの交付限度額85万円	森林ボランティア団体 ※県の森林ボランティア団体一覧表に登載されている団体であること。	〃	〃	〃
			森づくり県民提案事業	補助対象経費の10/10以内 ※1件あたりの交付限度額40万円 ※「クマ対策事業」にあつては、1件あたりの交付限度額100万円	法人格を有する団体（NPO法人等）、企業、組合、幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校、大学、高等専門学校、PTA、自治会等の地域住民団体、その他各種ボランティア等の任意団体（注）	〃	〃	〃
			市町村等の森づくり活動支援事業	補助対象経費の10/10以内 ※1件あたりの交付限度額100万円	市町村、森林組合等	〃	〃	〃
森林環境学習活動支援事業費補助金	次代を担う児童・生徒を対象にした森林環境教育や木育に関する活動に要する経費について補助金を交付する。	森林環境学習活動支援事業	—	補助対象経費の10/10以内 ※1件あたりの交付限度額50万円	市町村、学校教育法第1条に定める学校のうち小・中学校、幼稚園及び保育所、教育関係団体（PTA、保護者会等）、NPO団体、地域住民団体（注）	〃	〃	〃

（注1）規約等が定められており、総会が開催される非営利団体

別表２（第４関係）

重要な変更（あらかじめ知事の承認を要する変更事項）

補助金の名称	補助事業の種類	補助事業の分類	補助金の額の変更	事業内容の変更
豊かな里山林整備事業費補助金	豊かな里山林整備事業	針広混交林化事業	補助事業に要する交付決定額の増、または３割を超える減	１．事業内容に掲げる事業の事業量３０％を超える増減 ２．事業内容に掲げる事業の新設または廃止 ３．事業内容に掲げる事業の箇所変更
		広葉樹林再生事業	〃	〃
安全・安心な森整備事業費補助金	安全・安心な森整備事業	緩衝帯等整備事業	補助事業に要する交付決定額の増、または３割を超える減	１．事業内容に掲げる事業の事業量３０％を超える増減 ２．事業内容に掲げる事業の新設または廃止 ３．事業内容に掲げる事業の箇所変更
		マツ林・ナラ林等景観向上事業	〃	〃
		ナラ枯れ未然防止事業	〃	〃
森や木とのふれあい空間整備事業費補助金	森や木とのふれあい空間整備事業	ふれあいの森整備事業	〃	〃
		木育空間整備事業	〃	〃
県民参加の森づくり事業費補助金	県民参加の森づくり事業	森林ボランティア活動支援事業	〃	事業区分の新設または廃止
		森づくり県民提案事業		—
		市町村等の森づくり活動支援事業		事業区分の新設または廃止
森林環境学習活動支援事業費補助金	森林環境学習活動支援事業	—	〃	〃

※豊かな里山林整備事業、安全・安心な森整備事業、森や木とのふれあい空間整備事業における「事業内容」は各事業実施要領による。

別表 3 (第10関係)

概算払することができる補助金の種類等

補助金の名称	補助事業の種類	補助事業者	概算払いする率 又は 額	交付時期
豊かな里山林整備 事業費補助金	豊かな里山林整備 事業	別表 1 の補助事業 者の欄に掲げる者	当該事業の既済部 分が5/10以上のも のについて、当該 既成部分に相当す る補助金額の9/10 を限度とする額	申請書の 提出の都 度
安全・安心な森整 備事業費補助金	安全・安心な森整 備事業	〃	〃	〃
森や木とのふれあ い空間整備事業費 補助金	森や木とのふれあ い空間整備事業	〃	〃	〃
県民参加の森づく り事業費補助金	県民参加の森づく り事業	〃	補助金等の交付決 定額の9/10を限度 とする額	〃
森林環境学習活動 支援事業費補助金	森林環境学習活動 支援事業	〃	〃	〃

別表 4 (第10関係)

前金払することができる補助金の種類等

補助金の名称	補助事業の種類	補助事業者	前金払いする率 又は額	交付時期
—	—	—	—	—

別表 5（第13関係）

手続きの一部を省略できる補助金

補助金の名称	省略できる手続き
県民参加の森づくり事業費補助金	補助事業実施状況報告書（様式第8号）
森林環境学習活動支援事業費補助金	〃